

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：モンゴル 担当：産業開発・公共政策部
案件名：銅産業分野情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2014年11月下旬

2 参加要件

海外における鉱物資源開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月27日から2013年11月29日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月27日から2013年12月2日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月13日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月下旬
- (5) 契約交渉 : 1月上旬～1月中旬

5 業務の目的

モンゴルにおいて鉱業はGDPの22%、輸出額の89%（いずれも2011年）を占める産業であり、中でも1970年代から開発が行われてきたエルデネット鉱山を中心とする銅鉱石の採掘・精鉱生産は大きな役割を果たしてきた。近年では石炭鉱山開発も急速に進んでいるものの、オユトルゴイ鉱山など新たな大規模銅山の開発も進められており、引き続き銅山開発がモンゴル経済において重要な位置を占めていくことは確実である。

一方、モンゴルは中国、ロシアに挟まれた内陸国であることから、鉱石輸出・輸送の方法・仕向地は限定されており、鉱物資源価格の変動による影響を受けやすい状況にある。また、現在の銅関連産業は大半が鉱石の採掘・精鉱の生産であり、製錬業は国内消費向けの小規模なスクラップ・リサイクルや低品位鉱による湿式製錬が一部行われるのみで、大規模な乾式製錬は行われていない。このような状況から、モンゴル政府は鉱業分野における販路の拡大・適正化、生産物の高付加価値化、関連産業の多様化を安定的な成長に向けた課題と考えており、最適な関連産業の振興・立地に向けた施策の策定を検討している。

これらの課題の対応においては鉱業分野における採掘・選鉱・製錬までの産業構造や国際需給・外資企業の動向・将来予測、地政学的な環境なども把握した上で検討すべきであるが、モンゴルでは人材、知見ともに不足していることから、日本からの協力を期待している。しかしながら、現時点ではモンゴルの現況に係る現状整理・分析が十分行われておらず、当該分野開発の方向性が定まっていない状況である。

そこで本調査は、銅産業分野に係る基礎情報の収集や課題の整理を行い、モンゴル鉱業省に対し情報提供するとともに、我が国の協力の方向性について具体的な検討を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) モンゴルの銅資源ポテンシャルに関する既存資料のレビュー
- (2) 世界の銅需給予測
 - 1) 世界の銅鉱石・金属の生産量
 - 2) 世界の銅鉱石・金属の輸出入
 - 3) モンゴルのシェア予測
- (3) モンゴルの銅需要予測とモンゴル国の銅鉱石・銅金属の生産と内需・輸出
 - 1) モンゴルの銅需要予測
 - 2) モンゴルの銅資源の評価
 - 3) モンゴルの銅鉱石・銅金属の生産計画
 - 4) 内需と輸出計画
- (4) 世界の銅産業事業者の動向
 - 1) 銅産業体系の概要
 - 2) 関連施設・インフラの開発・投資状況、日本の製錬事業者の状況
 - 3) 民間人材育成・確保の状況
 - 4) 製錬の事業化における検討事項
 - 5) セミナー開催によるモンゴル側への情報提供
- (5) 銅産業立地に係る経済性分析（製錬業の立地分析を含む）
 - 1) 銅産業立地の経済性分析（産業関連分析など）

- 2) 開発生産計画及び経済波及効果、他産業への影響
- 3) 産業多角化・振興の方向性
- (6) 鉱業収入・財政政策
 - 1) 鉱業収入徴収制度・体制のレビュー
 - 2) 持続可能な開発に向けた財政制度・体制
 - 3) 外国企業投資誘致制度
- (7) 提言（今後のJICA協力の方向性）

7 成果品等

- (1) インセプションレポート : 2014年 2月上旬
- (2) インテリムレポート : 2014年 6月上旬
- (3) ドラフトファイナルレポート : 2014年 9月上旬
- (4) ファイナルレポート : 2014年10月下旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 鉱業政策 (評価対象予定者)
- (2) 産業立地政策 / 経済分析 (評価対象予定者)
- (3) 鉱山開発
- (4) 需給・市場分析
- (5) 輸送・インフラ
- (6) 製錬・加工
- (7) 産業人材・投資促進
- (8) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。